

特定施設・除害施設に関する届出一覧表

届出種類	事由	届出内容	期限
○特定施設の設置等に関する届出（提出部数：3部）			
☐ 特定施設設置届書 (法第12条の3第1項)	・工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものが当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするとき。	①特定施設の使用方法 ②汚水の処理の方法 ③下水の量及び水質 ④用水及び排水の系統	特定施設の設置工事に着手する60日前まで
☐ 特定施設使用届書 (法第12条の3第2項、3項)	・すでに特定施設を設置している工場又は事業場が公共下水道を使用することとなったとき。 ・公共下水道に下水を排除している事業場に既に設置されている施設が新たに特定施設に指定されたとき。		・特定施設に指定された日から30日以内 ・公共下水道を使用することとなった日から30日以内
☐ 特定施設の構造等変更届書 (法第12条の4)	上記の届出内容(構造、使用の方法、排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統など)を変更することとなったとき。		特定施設の構造等を変更しようとする60日前まで
☐ 氏名変更等届出書 (法第12条の7)	個人の場合：氏名及び住所 法人の場合：名称、住所及び代表者の氏名、又は工場・事業場の名称	変更した事項	変更してから30日以内
☐ 特定施設使用廃止届書 (法第12条の7)	特定施設の使用を廃止したとき。	廃止した特定施設	使用を廃止した日から30日以内
☐ 承継届書 (法第12条の8)	・特定施設を譲り受けまたは借り受けたとき ・相続、合併または分割があったとき	承継の原因（譲り受け、借用、相続、合併、分割）	承継があった日から30日以内
○公共下水道使用に関する届出（提出部数：3部）			
☐ 公共下水道使用(開始)届出 (法第11条の2)	特定施設を設置するとき。	使用開始の時期	あらかじめ
○特定施設管理責任者に関する届出（提出部数：3部）			
☐ 特定事業場管理責任者選任(解任)届出 (条例第10条の4第2項)	特定施設または除害施設の管理責任者を選任及び解任したとき。	選任しようとする者	選任した日から7日以内
☐ 特定事業場管理責任者承認申請書 (条例第10条の4第3項)	公害防止管理者（水質関係第1種から第4種）の有資格者以外を特定事業管理責任者に選任するとき。	選任しようとする者	選任した日から7日以内
○除害施設の設置に関する届出（提出部数：1部）			
☐ 除害施設新設(増設・改築)届 (条例第10条の3)	除害施設の設置または届け出た内容を変更するとき	設置計画、必要な措置等	除害施設の設置工事に着手する1か月前まで
○除害施設管理責任者に関する届出（提出部数：1部）			
☐ 除害施設管理責任者選任(解任)届出 (条例第10条の4第2項)	除害施設の管理責任者を選任及び解任したとき。	選任しようとする者	選任した日から7日以内

[添付資料] 管理者の指示に基づき、下記の必要書類を添付ください。

- 事業場位置図(付近見取図) ■事業場配置図 ■生産工程図(生産工程ごとの使用原材料、使用水量、排水量等を記載) ■除害施設設置計画書(排水処理の方法、発生汚泥等の処理及び処分の方法等を記載)
- 特定施設(除害施設)の構造概要図 ■除害施設的能力及び管理マニュアル ■会社経歴書(事業内容を示す資料)※1
- 日本標準産業分類番号※2 ■有害物質及び油の使用(保管を含む)状況 ■写真(事業場、特定施設、除害施設)※3
- 水質検査結果表または濃度計量証明書※4 ■産業廃棄物処理委託契約書等(コピー)
- 公害防止管理者合格証(コピー)※5

※1、2 新規の特定事業として届出を提出する場合

※3、4 施設完成後に報告ください。

※5 公害防止管理責任者資格の保有者を選任する場合